



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成27年10月8日

準備書面(17)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

山内 喜



同

茅根熙



同

春原



同

江口正



同

池田秀



同

長原



同

八木



同

濱松慎



同

川島慶



目 次

第1章 原告ら第36準備書面への反論	5
第1 はじめに	5
第2 「第2 原発に求められる安全性」について	5
1 原告らの主張	5
2 被告の反論	6
第3 「第3 『立証命題の再構築からのアプローチ』と抽象的危険との批判について」について	9
1 原告らの主張	9
2 被告の反論	10
第4 「第4 『伊方最判からのアプローチ』と抽象的危険との批判について」について	13
1 原告らの主張	13
2 被告の反論	14
第5 「第5 平成27年4月22日の川内原発仮処分決定の判断枠組みが誤りであること」について	15
1 原告らの主張	15
2 被告の反論	15
第2章 原告ら第37準備書面への反論	18
第1 はじめに	18
第2 「第2 被告準備書面(4)『第5章第2』(80~99頁)に対する再反論」について	18
1 原告らの主張	18
2 被告の反論	19
第3 「第3 志賀原発での原子力総合防災訓練の問題点」について	22

1	原告らの主張	22
2	被告の反論	22
第3章	原告ら第38準備書面への反論	23
第1	はじめに	23
1	原告らの主張は本件原子力発電所の具体的危険性の根拠た り得ないこと	23
2	国会事故調報告書に依拠する原告らの主張は前提において 誤りであること	24
第2	「第1の3(1) 根本的な疑問に答えられていない」について .	26
1	原告らの主張	26
2	被告の反論	26
第3	「第2 被告主張の誤り・1～地震動とI C系配管に関するお ざなりな検討」について	27
1	原告らの主張	27
2	被告の反論	27
第4	「第3 被告主張の誤り・2～4報告書のミスリード」につい て	29
1	原告らの主張	29
2	被告の反論	29
第5	「第4 被告主張の誤り・3～規制委報告書の結論の誤り」に ついて	34
1	原告らの主張	34
2	被告の反論	34
第6	「第5 被告主張の誤り・4～規制委報告書の内容のミスリー ド（論理の飛躍・破綻）」について	34
1	原告らの主張	34

2 被告の反論	35
第7 「第6 結語」について	37
1 原告らの主張	37
2 被告の反論	37
第4章 原告ら第39準備書面への反論	38
第1 「第2の2 ①政府事故調技術解説について（甲B第330号証）」について	39
1 原告らの主張	39
2 被告の反論	39
第2 「第2の3 ②規制委報告書について」について	41
1 原告らの主張	41
2 被告の反論	42
第3 「第2の4」について	43
1 原告らの主張	43
2 被告の反論	43
第5章 原告ら第40準備書面への反論	43
第1 「第1 被告は福島第一原発1号機の事故原因と真摯に向き合っていない」について	44
1 原告らの主張	44
2 被告の反論	44
第2 「第2 被告の電源確保対策が不十分であること」について	45
1 原告らの主張	45
2 被告の反論	45

被告は、本準備書面において、原告らの平成27年5月18日付け第36準備書面、第37準備書面、第38準備書面、第39準備書面及び第40準備書面に対し、以下のとおり反論する。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。また、「答弁書注〇—〇—〇」とあるのは、答弁書の別添（注釈集）による。

第1章 原告ら第36準備書面への反論

第1 はじめに

原告ら第36準備書面（「限定的」絶対的安全性と、そこから導かれる新たな司法判断の枠組み）における主張は、「『限定的』絶対的安全性」なる新たな用語や、ドイツの行政判例についての主張等が若干付加されているものの、既に被告が反論済みの原告ら準備書面（平成26年4月18日付け第21準備書面や同年9月24日付け第27準備書面）における主張をいたずらに繰り返すものに過ぎない。被告は、平成26年7月3日付け準備書面(9)や平成26年1月2月9日付け準備書面(13)において上記原告ら各準備書面に対し反論を行い、原告らの主張が主張立証責任の全面的転換を主張するものであって、民事差止訴訟の一般原則を逸脱した独自の主張立証責任論を展開するものに過ぎないことを明らかにしている。

したがって、以下、原告ら第36準備書面については、必要な限度で反論する。

第2 「第2 原発に求められる安全性」について

1 原告らの主張

原告らは、原子力発電所に求められる安全性は、「福島第一原発事故のような悲惨な事故、重大な災害は、万が一にも（すなわち、「絶対に」）^{々々}起こしてはならない」という意味での、「限定

的」絶対的安全性とでもいべき高度の安全性と解すべきであり、ドイツでは、生命身体にかかわるような甚大な損害が予想される場合はゼロ・リスクが要求されており、ドイツの行政裁判所は、原子力発電所の認可の是非について積極的な判断を行っていると主張する（原告ら第36準備書面1ないし8頁）。

2 被告の反論

準備書面(1)第4章等でも述べたとおり、原告らの主張は、具体的経緯や機序を十分に特定しないまま、原子力発電所において重大な事故が発生した場合の影響を強調することに終始するものであるから、その主張は、結局のところ、「どのような事態が起こっても安全性が担保できる」（平成27年2月27日付け原告ら第32準備書面6頁）こと、すなわち具体的経緯や機序にかかわらず、およそ一切の重大な事故発生の危険性が存在しないこと、つまりゼロ・リスクであることの立証を被告に要求するものに他ならない。

しかし、答弁書及び平成25年2月25日付け準備書面(1)で述べたとおり、そのような「絶対的な安全性」（最高裁判所判例解説民事篇平成4年度418頁参照）の考え方は、これまでの裁判例において排斥されてきたものであり、本件訴訟における判断基準として採用されるべきものではない。学界においても、「現行法制度が『相対的安全性』の原則を採用していると解される以上、『絶対的安全性』を求めるに等しい解釈によって原告の請求を認容することはできない」（乙D14：高木光・法学セミナー56巻11号26頁）、「『絶対的安全性』を要求する論法」は、「明らかに伊方判決の真意・趣旨を逸脱」する（乙D15：藤原淳一郎・日本原子力学会誌47巻9号615頁）と指摘されていると

ころである。

この点、科学技術の安全性に係る民事差止訴訟の裁判例として準備書面(9)及び準備書面(13)で取りあげた、国立感染症研究所実験等差止請求訴訟控訴審判決（乙D16：東京高裁平成15年9月29日判決・訟務月報51巻5号1154頁）は、「（被告注：同研究所で取り扱われる）病原体等はそれ自体において危険性を有するものであるが、問題はその被害発生をいかに防止するかにかかっている」（乙D16の59頁）として、準備書面(13)46、47頁で被告が述べた、科学技術の利用に関する基本的な理念と共通の認識を明らかにしている。そして、同判決は、人為的ミスの可能性等を述べる控訴人（第一審原告）らの主張について、「具体的な危険性ではなく、一般的抽象的な危険性をいうに等しく、これを是認することになれば、100パーセントの安全性を立証し、100パーセントの違法性の不存在を立証することを被控訴人に求める結果となり、不法行為法の理論としても採用することはできない。」（乙D16の82頁）と判示するなど、ゼロ・リスクであることの立証を要求することの不合理性を指摘している。

また、学界においても、「いまでもなく人間活動には危険発生の確率が零というものはありえない。とすれば、将来の予測において絶対無害を立証することは、何事であれ不可能に属することである。」（乙D17：原田尚彦『環境権と裁判』151、152頁）として、ゼロ・リスクであることの立証を要求することはできないことが明確に指摘されている。

このように、ゼロ・リスクであることの立証を被告に要求する原告らの主張が本件訴訟における判断基準として採用されるべきものではないことは明らかであり、本件訴訟においても、「被害

発生をいかに防止するか」(乙D16の59頁), すなわち本件原子力発電所における各種対策により, 被害発生の危険性が十分に低く抑えられているか否かという相対的安全性の考え方に基づき判断されるべきである。この点, 相対的安全性の考え方は, 「技術者の世界では常識に属するが、法の世界においても『不文の法原則』として妥当するものと考えるべきであろう。」(乙D18:高木光・自治研究79巻8号33頁)とされている。

そして, 平成26年9月24日付け準備書面⑪で述べたとおり,かかる判断を行うに当たっては, 原子力発電に関する様々な科学的, 専門技術的知見を正しく踏まえ, 客観的, 合理的な事実認定が行われることが不可欠である。

この点, 被告は, 本件原子力発電所について, 建設段階での安全性に加え, 福島第一原子力発電所事故を踏まえ, より一層の安全性向上対策を講じており, これら被告の対応は, いずれも最新の知見である新規制基準の要求をも満たすものであり, 本件原子力発電所において, 重大事故等が発生する可能性は極めて小さく, また, 万一重大事故等が発生した場合においても, 発電所外への放射性物質の大量放出に至ることがないよう十分な安全性を確保していることは, 答弁書, 平成26年12月9日付け準備書面⑫, 平成27年2月26日付け準備書面⑬等で述べたとおりである。

なお, 田中俊一・原子力規制委員会委員長は, 新規制基準について, 「福島第一原発の教訓をきっちと踏まえ、あるいはIAEAとか外国の規制基準を参考にし、また、我が国の自然条件を考慮、勘案して、総合的に見て最も厳しい水準にあると思っています。」(乙B43の20頁), 「私が、安全とは言わないと申し上げましたのは、安全という言葉がひとり歩きして、リスクがゼロである

というふうにとられることを防ぐために申し上げたものでございます。」（平成26年10月6日・衆議院予算委員会における発言）と述べており、原子力発電所がゼロ・リスクであるということはできないものの、新規制基準は極めて高度の安全性を要求するものである旨説明しているところであり、「現行法制度が『相対的安全性』の原則を採用している」こと（乙D14：前掲高木・法学セミナー26頁）があらためて明らかにされている。

よって、原告らの主張は理由がない。

なお、原告らは、ドイツの行政判例等について縷々述べるが、ドイツでは運転停止を求める民事訴訟は立法により明示的に排除されているなど（乙D14：前掲高木・法学セミナー24頁）、我が国と法制が異なっており、原告らの主張は本件訴訟における主張としては失当というほかない。この点、「立法論としてならばとにかく、解釈論として、わが民訴法と異なる外国立法を持出しても、説得力に乏しいといわざるを得ない」（乙D19：吉川大二郎・民商法雑誌75巻5号741頁）との指摘が妥当する。

第3 「第3『立証命題の再構築からのアプローチ』と抽象的危険との批判について」について

1 原告らの主張

原告らは、①被告は準備書面¹³で、関西電力大飯発電所3、4号機運転差止訴訟第一審判決（甲D1）は、「抽象的な次元での危険性判断を行っている」と主張するが、本来、「具体的」「抽象的」とは、発生確率に限ったものではなく、生じ得る事象（地震、津波、テロ等）についての具体性の問題であるから、発生確率がどんなに低くても福島第一原子力発電所事故のような重大な事故が生じ得る具体的な事象が存するのであれば、そのような原子力

発電所の運転は認められない、②本件訴訟において原告らは、既に、例えば地震やテロ等、本件原子力発電所において生じうる各事象について、可能な限りで具体的に主張しており（原告ら第17、第22、第25、第28、第34、第35準備書面等）、原告らの主張は抽象的危険であるとする被告の主張には理由がないと主張する（原告ら第36準備書面8ないし11頁）。

2 被告の反論

(1) ①に対する反論

原告らは、発生確率の低い事象であっても、これを理由とする差止が認められるべきであると主張する。

しかし、そもそも、被告は、関西電力大飯発電所3、4号機運転差止訴訟第一審判決（甲D1。以下「福井地裁判決」という。）について、発生確率が低い事象を元に差止めを認めたことのみを誤りであると指摘しているのではなく、人格権侵害に至る具体的経緯や機序を何ら明らかにしないまま、推論なし憶測に基づき人格権侵害の具体的危険性があると判断したことについても誤りであると主張しているのであるから、あたかも被告が発生確率のみを論じているかのように述べる原告らの主張は、被告の反論を何ら正解しないものであり、前提において失当である。

例えば、準備書面¹³71ないし73頁では、「基準地震動の超過が直ちに原子力発電所の安全性を損なうものではないことについて」として、福井地裁判決が「日本語としての通常の用法に従えば、基準地震動というのはそれ以下の地震であれば、機能や安全が安定的に維持されるという意味に解される。」（甲D1の59頁）として、基準地震動を超える地震動が到来すれ

ばただちに原子力発電所の安全性が確保されなくなるかのように判示したことは誤りであると指摘した。

すなわち、被告は、単に基準地震動を超える地震動が到来する確率が極めて低いことのみをもって同判決が誤りであると指摘したのではなく、原子力発電所は基準地震動を超える地震動に対しても安全上の余裕を有しているという、IAEA調査団や日本原子力学会の科学的、専門技術的知見（乙B32、乙B33）や、基準地震動を大きく超える地震動により万一安全機能が喪失した場合をも想定して講じられている各種対策について、これらを何ら踏まえすことなく、基準地震動を超える地震動があれば当然に機能や安全が安定的に維持されないと科学的、専門技術的な根拠のない推論ないし憶測に基づき、地震動により「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能にどのような影響が生じ、放射性物質の大量放出に至るのかという具体的経緯や機序を明らかにしないまま、ただちに地震動により重大な事故が生じる具体的危険性があると判断したことが誤りであると指摘している。

よって、原告らの主張は前提において失当である。

(2) ②に対する反論

準備書面(13)92ないし94頁でも述べたとおり、原告らの主張は、被告が将来本件原子力発電所を運転することにより原告らの人格権が侵害される具体的危険性を高度の蓋然性をもつて主張立証したものとは到底いえない。

人格権が侵害される具体的危険性が立証されたというためには、人格権侵害に至る具体的経緯や機序が明らかにされなければならない。すなわち、単に危害原因（地震や津波等の自然

現象、人為的ミス、経年変化等)の発生可能性を主張しただけでは、重大な事故の原因となり得る事象が摘出されただけであり、重大な事故に至る因果関係が何ら特定されていない(因果関係を特定しないまま、危害原因の種類を列挙するに過ぎない原告らの主張は、結局のところ、「どのような地震が起こっても安全性が担保できる」、「どのようなテロが起こっても安全性が担保できる」といった、各危害原因に対する絶対的安全性の立証を被告に要求するものに他ならない。)。

そして、因果関係を特定するためには、単に「機械が故障する可能性がある」「人為的ミスが重なる可能性がある」といった一般的抽象的な因果関係を主張するのみでなく、上記危害原因により当該原子力発電所の「止める」「冷やす」「閉じ込める」といった安全上重要な機能にいかなる影響が生じ、放射性物質の大量放出に至るのかという具体的な因果関係を特定する必要がある。

この点、原告らは、地震予測の不確実性や、重大な事故が発生した場合の被害想定について繰り返し主張するものの、両者を結節する因果関係、すなわち本件原子力発電所における地震動の「止める」「冷やす」「閉じ込める」機能への影響については、もっぱら国会事故調報告書(甲B1, 甲B36)や同事故調委員らの論文に依拠し、東京電力福島第一原子力発電所1号機において「冷やす」「閉じ込める」機能の喪失は地震動で発生したから、本件原子力発電所でも地震動により重大な事故が発生するとの憶測に基づく主張に終始するのみである(なお、「止める」機能に関し、原告らは昭和55年の米国ブラウンズ・フェリー原子力発電所3号機の事故に関する書証(甲B4

ないし6)を提出しているが、既に志賀2号機運転差止訴訟控訴審判決において、同事故は本件原子力発電所の具体的危険性を裏付けるものではない旨判示されている(判決書247, 248頁。なお、判例時報1489号60頁も参照。)。

そして、準備書面(13)71, 72頁でも述べたとおり、東北地方太平洋沖地震に際し、東北電力女川原子力発電所をはじめとする東北・関東地方太平洋沿岸の各原子力発電所において、地震動による安全上重要な機能の喪失は発生していない上、被告は本件原子力発電所において、同地震後、耐震安全性を一層向上させる施策を講じている。

以上のとおり、原告らの主張を要するに、福島第一原子力発電所事故の原因に関し誤った主張である上、東京電力福島第一原子力発電所1号機と本件原子力発電所との相違を何ら踏まえることなく、本件原子力発電所において大きな地震動が発生する可能性があり、大きな地震動が発生すれば何らかの原因で重大な事故に至る可能性がある、という極めて抽象的な次元にとどまるものであり、原告らが人格権侵害の具体的危険性を主張立証しているとは到底いえないのであるから、原告らの主張は何ら理由がない。

第4 「第4『伊方最判からのアプローチ』と抽象的危険との批判について」について

1 原告らの主張

原告らは、第21準備書面8ないし10頁で主張した、「伊方最判からのアプローチ」からすれば、原告らは「ある程度具体的な手掛かりを争点提示的」に示せば足りるものではあるが、本件原告らは、そのような「具体的手掛けかり」を「争点提示的に」示

すのみならず、立証命題である「具体的危険（の可能性）」を根拠づける具体的事實について、既に十分な主張を行っており、原告らの主張は抽象的危険であるとする被告の主張には理由がないと主張する（原告ら第36準備書面11ないし13頁）。

2 被告の反論

準備書面(9)及び準備書面(13)第4章第3で述べたとおり、「伊方最判からのアプローチ」なる原告らの主張は、四国電力伊方発電所1号機原子炉設置許可処分取消請求訴訟上告審判決（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）に対する独自の、かつ誤った解釈を前提とするものである。

本件訴訟は、民事訴訟としての差止訴訟であり、立証責任配分の議論における判例通説である法律要件分類説によれば、差止請求が認容されるためには、原告らにおいて、被告が将来本件原子力発電所を運転することにより原告らの人格権が侵害される具体的危険性が存在することにつき、高度の蓋然性をもって立証する必要があることは当然であり（乙D3：最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁），何ら実定法上の根拠なく立証責任が転換されると解する余地はなく、また、立証の程度が緩和される理由もない。この点、準備書面(13)80, 81頁で述べた各民事差止訴訟の裁判例においても、主張立証責任の軽減ないし転換は否定されている（乙D16, 20ないし24）。

よって、「ある程度具体的な手掛かりを争点提示的」に示せば足りるとする原告らの主張は、独自の見解であって理由がない。このことは、準備書面(13)第4章第3の3(2)でも既に述べたとおりである。

第5「第5 平成27年4月22日の川内原発仮処分決定の判断枠組みが誤りであること」について

1 原告らの主張

原告らは、①九州電力川内原子力発電所運転差止仮処分決定（甲D3）の考え方は、行政的な基準に合致さえしていればこと足りるという考え方であるが、原子力発電所に求められる安全性の確保には到底ほど遠い、誤った判断枠組みであり、本来、同事件において債権者は、「原子炉施設敷地に基準地震動S sを超過する地震動をもたらす地震の発生可能性があること」を争点提示的に示せばそれで十分であった、②関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分決定（甲D4）こそが新たな社会的合意であると主張する（原告ら第36準備書面13ないし17頁）。

2 被告の反論

原告らは、自らの主張の趣旨とは結論を異にする九州電力川内原子力発電所運転差止仮処分決定（鹿児島地裁平成27年4月22日決定。甲D3。以下「鹿児島地裁決定」という。）を殊更に批判し、運転差止を認容した関西電力高浜発電所3、4号機運転差止仮処分決定（福井地裁平成27年4月14日決定。甲D4。以下「福井地裁決定」という。）を本件訴訟に当てはめようとするが、そもそも、九州電力川内原子力発電所や関西電力高浜発電所と本件原子力発電所とでは、立地地点や原子炉の炉型、事故防止対策等が異なるのであるから、これらの仮処分決定の判断が本件訴訟にそのまま当てはまるものではない。この点を一旦撇くとしても、以下に述べるとおり、原告らの主張は失当である。

(1) ①に対する反論

原告らは、鹿児島地裁決定は「根本的に間違った考え方で

ある。」（原告ら第36準備書面13頁）などと述べるが、原告ら独自の見解を述べるものに過ぎず、失当である。

すなわち、人格権を被保全権利として、他人の行為を仮に差止めるよう求めることができるのは、当該行為により当該人格権が現に侵害されているか、又は侵害される具体的な危険がある場合に限られるのであって、その主張疎明責任は、人格権の侵害又はその具体的危険性があると主張して差止めを求める債権者が負う（東京高裁昭和54年2月28日決定・判例時報925号65頁、那覇地裁昭和54年3月29日判決・判例時報928号3頁等）。そして、かかる理は、当該行為が原子力発電所の運転である場合にも別異に解する理由はないことは、関西電力大飯発電所3、4号機運転差止仮処分決定（大阪地裁平成25年4月16日決定・判例時報2193号44頁。乙D12）において明らかにされているところであり（乙D12の55頁）、鹿児島地裁決定もかかる判断枠組みに基づき判断している（甲D3の81、82頁）。

また、鹿児島地裁決定は、川内原子力発電所の安全性を判断するに当たり、新規制基準を踏まえた判断枠組みを探っているところ、準備書面⑪第2で述べたとおり、新規制基準は民事差止訴訟において原子力発電所の安全性を審理判断する上でも重要な基準であり、この理は本案訴訟のみならず仮処分にも妥当する。そして、鹿児島地裁決定においては、新規制基準の合理性や新規制基準に適合していると判断した原子力規制委員会の判断の合理性を具体的に検討し、かつ、これらに合理性がないとする同事件債権者らの主張について、逐一詳細に検討した上で判断を行っているのであり、鹿児島地裁決定が「行政的な

基準に合致さえしていればこと足りるという考え方である」とする原告らの主張は事実に反する。

さらに、同事件における主要な争点の一つであった地震動につき、原告らは、同事件債権者らは「原子炉施設敷地に基準地震動 S s を超過する地震動をもたらす地震の発生可能性があること」を争点提示的に示せばそれで十分であったと主張するが、準備書面(12)、準備書面(14)等で述べたとおり、原子力発電所は基準地震動を超える地震動に対しても安全上の余裕を有しており、また、各事業者は、基準地震動を大きく超える地震動等により万一安全機能が喪失した場合をも想定し各種の安全対策を講じているのであるから、地震動の発生から放射性物質の大量放出に至る具体的経緯や機序を明らかにすることなく、単に「基準地震動 S s を超過する地震動をもたらす地震の発生可能性があること」を「争点提示的に示す」だけでは、当該発電所周辺に居住する原告（債権者）の人格権侵害に至る具体的危険性が疎明されたとは到底いえないことは明らかである。

よって、鹿児島地裁決定の判断枠組みを非難する原告らの主張は、主張疎明責任の原則を誤り、かつ、鹿児島地裁決定の内容を正しく理解しないものであって、失当というほかない。

(2) ②に対する反論

福井地裁決定は、危険性の有無を抽象的な次元で判断することで、実質的には立証責任を転換しており、前記(1)で述べた主張疎明責任の原則を逸脱するものであり、判断枠組みに誤りがある。また、福井地裁決定は、福井地裁判決と同様、多数の事実誤認が存在するものであり（乙B48ないし51）、「科学技術に対する素人判断の独断と過誤」（乙D25：南博方・自

治研究83巻6号14頁)の典型というべきである。

よって、福井地裁決定に基づく原告らの主張は失当である。

第2章 原告ら第37準備書面への反論

第1 はじめに

原告らは、第37準備書面(原発防災についての再反論)において、放射線被ばくによる人体への影響や、平成26年11月2日及び3日に本件原子力発電所で実施された原子力総合防災訓練(以下「平成26年度原子力総合防災訓練」という。)につき縷々主張するが、かかる主張が放射線被ばくに関する科学的知見や平成26年度原子力総合防災訓練の内容を正解しないものであることを、以下に述べる。

第2 「第2 被告準備書面⑭『第5章第2』(80~99頁)に対する再反論」について

1 原告らの主張

原告らは、①本件原子力発電所においては福島第一原子力発電所事故のような放射性物質の環境への異常放出は起こり得ないとする被告の主張は、同事故を経験しても今なお安全神話に寄りかかってしまっている、現実を直視しない楽観論という他ない、② IAEAの定める多重防護の考え方においては、各々の防護階層については独立して効力を發揮すべきものとされており、原告らの主張はこのようなIAEAの基準にも沿うものであり、本件訴訟においては、放射性物質の環境中への異常放出の可能性の問題の帰趨に関わらず、防災対策の不備は原子力発電所の安全性の問題として考慮すべき問題である、③現行の防災対策の有効性を認めるということは、有事の際の周辺住民の被ばくを許容するとい

うことであり、被告は、年100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば問題がないかのような主張をしているが、ICRP2007年勧告等においても、年100ミリシーベルト未満の線量でも、線量が増加すると、それに直接比例してがん等の発生確率は増加するとされており、被告は被ばくによる影響を楽観視ないし軽視していると主張する（原告ら第37準備書面2ないし5頁）。

2 被告の反論

(1) ①に対する反論

原告らは被告の主張は楽観論であると主張するが、そもそも、被告は、答弁書、準備書面⑫、準備書面⑭等で述べたとおり、本件原子力発電所において、自然的立地条件に係る安全性を確保しており、また、放射性物質の環境への異常な放出を防止するため、十分な安全確保対策を講じている。すなわち、本件原子力発電所においては、福島第一原子力発電所事故のような事態を防止できるよう万全の対策を講じている。

この点、原告らは、地震予測の不確実性や断層の活動可能性、福島第一原子力発電所事故の重大性を強調するのみで、断層活動等により本件原子力発電所において発生すると想定される地震動の具体的な規模やその発生確率、かかる地震動により本件原子力発電所の安全確保対策にいかなる影響が生じるかについて、何ら具体的に主張立証していない。

よって、原告らの主張は、本件原子力発電所における放射性物質の環境への異常放出の可能性について何ら具体的に述べないまま、被告の本件原子力発電所に係る原子力防災対策を非難するのみであり、理由がない。

なお、原告らは、「志賀2号機の適合性審査申請にフィルターベント設備を盛り込んでいない（原告第29準備書面12頁以下参照）」（原告ら第37準備書面2頁14, 15行目。なお、正しくは「第30準備書面」である。）として、被告を非難するようであるが、準備書面¹⁴等で述べたとおり、被告は既に格納容器フィルタ付ベント装置の設置を開始している。

(2) ②に対する反論

原告らは、IAEAにおける多重防護の考え方（甲B328）において、原子力防災対策もその一部とされていること等を強調し、原子力防災対策の不備は原子力発電所の安全性の問題として考慮すべきであると主張する。

しかし、多重防護の考え方は、準備書面¹⁴第2章で述べたとおり、異常や事故の発生及び拡大を防止し、その影響を低減するために多段的な安全対策を立案・計画するに当たり、各段階における対策をそれぞれ充実した十分な内容とするために、あえて、各々を独立した対策として捉えるものである。そして、被告は、本件原子力発電所において放射性物質の環境への異常な放出を防止するため、かかる多重防護の考え方方に立ち、十分な安全確保対策を講じている。その上で、同書面第4章で述べたとおり、被告は、本件原子力発電所において、万一安全確保対策が功を奏さず、放射性物質の環境への異常な放出が発生した場合に備え、念のため、原子力防災に係る措置を講じている。

本件訴訟のような人格権に基づく民事差止訴訟においては、原告らの人格権侵害の具体的危険性の有無が争点となるのであって（準備書面¹⁴81, 82頁），原告らは、そもそも、原子力防災に係る措置が必要となる放射性物質の環境への異常放出

の具体的可能性を立証していない。

よって、「放射性物質の環境中への異常放出の可能性の問題の帰趨に関わらず」、原子力防災に関する事項を本件訴訟の争点とすべきとする原告らの主張は、原子力防災の位置づけを理解しない上、原告らに課せられた主張立証責任を自ら棚上げするものであり、失当というほかない。

(3) ③に対する反論

原告らは、「年 1 0 0 ミリシーベルト未満の線量でも、線量が増加すると、それに直接比例して放射線に起因するがん又は遺伝的影響の発生確率は増加するとされている」（原告ら第 37 準備書面 4 頁）と述べるが、国際放射線防護委員会（I C R P）2 0 0 7 年勧告（甲 B 3 2 9）においては、あくまでも、公衆衛生上の安全サイドに立ち、被ばく線量に比例してがんの発生リスクが増加するものと仮定して（L N T モデル：直線閾値なしモデル），被ばくを低減することとされたものである（I C R P 勧告においては、「このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的／疫学的知見がすぐには得られそうにないことを強調しておく」（甲 B 3 2 9 の 1 7 頁）とされている。）。そして、「国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、1 0 0 ミリシーベルト以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さい」（乙 B 5 2：低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書の 4 頁）とされている。

この点、平成 2 4 年 6 月 2 2 日公害等調整委員会裁定（乙 B 5 3）においても、上記低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書（乙 B 5 2。同裁定では「低線量被

ばく報告書」と呼称。) を踏まえ、「直線閾値なしモデルは、直線的なリスク増加が科学的に証明されたからではなく、その不確実さを補う観点から、公衆衛生上の安全サイドに立ち、被ばくを低減する手段として採用されているものであるから(低線量被ばく報告書)，リスク増加に関して何らの裏付けもないのに、単にそれだけを当てはめて法益侵害を認定することはできず」(乙B53の31頁)，「申請人は、(略)わずかでも環境中の放射線量が上昇すること自体が、平穏な生活を害するものであると主張するが、その主張は直線閾値なしモデルを唯一のよりどころとするものであって、採用することはできない。」(同35頁)とされている。

よって、ICRP勧告について縷々述べ、被告が被ばくを楽観視ないし軽視しているとする原告らの主張は理由がない。

第3 「第3 志賀原発での原子力総合防災訓練の問題点」について

1 原告らの主張

原告らは、平成26年度原子力総合防災訓練においては、オフサイトセンターにおいて、テレビ会議システムの音声が不通になるというトラブルが頻発する等、多くの問題点があり、同訓練によって防災対策の有効性が確認されたとは到底いえないと主張する(原告ら第37準備書面5ないし9頁)。

2 被告の反論

原告らは、平成26年度原子力総合防災訓練の過程を取り上げ、同訓練に問題があったかのように主張するが、同訓練については、内閣府政策統括官(原子力防災担当)が取りまとめた、「平成26年度原子力総合防災訓練の実施結果について」(乙A63)及び「平成26年度原子力総合防災訓練 実施成果報告書」(乙A6

4)において、「T V会議等の回線の不具合の発生や悪天候による現地派遣要員の移動手段及び住民の避難手段の変更を余儀なくされた事態が発生したが、それぞれ代替手段を確保して実行した。」(乙A 6 3の2頁),「緊急時モニタリングの実施及びその結果を踏まえ、防護措置の実施を判断する基準(O I L)に基づく一時移転、さらに避難退城時検査を実施するとともに、これらを実施するための手順を確認した。」(乙A 6 4の11頁)などとされているところである。

よって、原告らの挙げる事項は、いずれも同訓練の有効性を否定し得るものではなく、原告ら主張は理由がない。

付言すると、原告らが縷々述べる石川県志賀オフサイトセンターについては、平成27年8月3日に本件原子力発電所から約8.7キロメートル離れた位置に移転しており、新たなセンターは従来の約1.7倍のスペースが確保され、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、免震構造を採用し地震対策に配慮するほか、放射性物質を除去する空気浄化フィルターを導入するとともに、コンクリート壁を厚くするなど放射線防護対策も強化されており、さらに、国、県、関係市町村等が参加する原子力災害合同対策協議会や緊急時モニタリングセンターの設置スペース、プレスルーム等が新たに設けられている(乙A 6 5)。

第3章 原告ら第38準備書面への反論

第1 はじめに

- 1 原告らの主張は本件原子力発電所の具体的危険性の根拠たり得ないこと

原告らは、第38準備書面(福島第一原発1号機I C系配管小

破口LOCAの可能性は否定されない）において、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、地震動によりIC（非常用復水器）系配管から冷却材（水）が漏えいし、冷却材喪失事故（Loss of Coolant Accident: LOCA）が発生した可能性があると主張する。

しかし、準備書面⑬19頁で既に述べたとおり、本件原子力発電所にはIC及びIC系配管は存在しないのであるから、原告らの主張は、本件原子力発電所の具体的危険性の根拠たり得ない。

2 国会事故調報告書に依拠する原告らの主張は前提において誤りであること

前記1で述べたとおり、原告らのIC及びIC系配管に関する主張は、本件原子力発電所の具体的危険性の根拠たり得ないものではあるが、裁判所の理解に資するため、以下、原告らが依拠する国会事故調報告書（甲B1, 甲B36）の内容が誤っており、原告らの主張が前提において誤りであることをあらためて述べる。

すなわち、国会事故調報告書は、東京電力福島第一原子力発電所において、安全上重要な機器が津波到達前に地震動により損傷した可能性があり、東京電力が福島第一原子力発電所事故の「直接的原因を、実証なしに津波に狭く限定しようとする背景は不明だが、第1部で述べるように、既設炉への影響を最小化しようという考えが東電の経営を支配してきたのであって、ここでもまた同じ動機が存在しているようにも見える。」（甲B1の13頁）と結論づけるが、平成24年に発表された国会事故調報告書以外の各報告書（政府事故調報告書（乙B54, 乙B55）、民間事故調報告書（乙B56）及び東電事故調報告書（乙B57））はいずれも、津波により電源を喪失し、原子炉を安定的に冷却する機

能が失われたことが同事故の直接的原因であり、津波到達前は同発電所の安全機能は保持されていたと結論づけている。例えば、政府事故調技術解説では、「今回の事故については、津波襲来の想定と最低限の準備がしてあれば、防ぐことはできたと考えられる。」(乙B58の164頁)と総括されている。

さらに、平成26年に、上記各事故調報告書の内容等を踏まえて取りまとめられた、日本原子力学会「福島第一原子力発電所事故 その全貌と明日に向けた提言－学会事故調 最終報告書－」(乙B33, 乙B38, 乙B59。以下「学会事故調報告書」という。), 日本学術会議総合工学委員会原子力事故対応分科会「東京電力福島第一原子力発電所1号機において発生した事故事象の検討」(乙B60。以下「学術会議分科会報告」という。)及び原子力規制委員会「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書」(乙B34。以下「規制委報告書」という。)はいずれも、国会事故調報告書の見解を否定し、福島第一原子力発電所事故は津波を直接的原因として発生したと結論している(例えば、規制委報告書について、原子力規制庁・山田長官官房審議官は、平成26年11月6日、衆議院原子力問題調査特別委員会において、委員からの「中間報告の内容は、原発事故は一義的には津波災害だということになっていますね。巨大津波の襲来までは既存の施設は壊れていないという判断になろうかと思うんですが、これは当局が事故原因を津波と断定したというふうに理解してよろしいんでしょうか。」との質問に対し、「中間報告に書いてございますとおり、現時点、そのように判断しているところでございます。」と回答している(乙B61の2頁。))。

さらに、平成27年8月にIAEAが発表した「福島第一原子

力発電所事故 事務局長報告書」（乙B62）においても、「（被告注：東京電力福島第一原子力）発電所の主要な安全施設が2011年3月11日の地震によって引き起こされた地盤振動の影響を受けたことを示す兆候はない。これは、日本における原子力発電所の耐震設計と建設に対する保守的なアプローチにより、発電所が十分な安全裕度を備えていたためであった。」（乙B62の本文3頁）、「福島第一原子力発電所で起きた事象は、地震による地盤振動に対して日本の原子力発電所が頑強であることを実証した。」（同47頁）とされている。

よって、国会事故調報告書のみに依拠し、福島第一原子力発電所事故において、安全上重要な機器が津波到達前に地震動により損傷したとする原告らの主張は前提において誤りである。

第2 「第1の3(1) 根本的な疑問に答えられていない」について

1 原告らの主張

原告らは、平成26年9月24日付け第26準備書面第3において、東京電力福島第一原子力発電所1号機原子炉建屋4階で水素爆発が発生したことを根拠に、同4階に設置されたIC（非常用復水器）の配管破損による水素漏れが発生したと主張したが、被告はこれに全く反論できていないと主張する（原告ら第38準備書面3頁）。

2 被告の反論

政府事故調最終報告書によれば、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、水素は主に格納容器頂部と胴部の境界から漏えいし、漏えいした水素はまず原子炉建屋5階に拡散し、階段等を通じて4階フロア方向にも拡散したと推定されていることから（乙B55の52ないし58頁），仮に原告らの主張するとおり、

同原子炉建屋4階で水素爆発が発生したとしても、そのことをもって、原告らの主張するように、同原子炉建屋4階のI C系配管が地震動により損傷し、冷却材喪失事故（L O C A）が発生したと結論付けることはできない。

そもそも、準備書面(13)43、44頁、準備書面(14)45頁で述べたとおり、被告は、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、本件原子力発電所において、水素爆発防止対策を講じており、原告らはかかる被告の対策について何ら具体的な主張・反論を行っていない。

したがって、東京電力福島第一原子力発電所1号機における水素爆発の経過について縷々推論ないし憶測を述べる原告らの主張は、本件原子力発電所の具体的危険性の根拠たり得ない。

第3 「第2 被告主張の誤り・1～地震動とI C系配管に関するおざなりな検討」について

1 原告らの主張

原告らは、被告が反論の根拠とする政府事故調、東電事故調、民間事故調及び学会事故調の各報告書は、地震動の大きさや継続時間等地震動が東京電力福島第一原子力発電所に及ぼした影響を評価するために必要な基礎事実について十分な検討を行っておらず、また、国会事故調報告書が指摘したI C系配管の小破口L O C Aを疑わせる事情をまったく検討しない等、検討がおざなりであり、国会事故調報告書に基づく原告らの主張を否定する根拠とはなり得ないと主張する（原告ら第38準備書面4ないし6頁）。

2 被告の反論

政府事故調中間報告書においては、「地震情報の詳細は資料II-10のとおりである。」（乙B54の18頁）とされているところ、同報告書資料編においては、余震を含めた地震動の一覧が掲

載されており、かかる地震動に関する詳細なデータをも踏まえた上で、「3 現在判明している福島第一原発における被害の概要」（乙B54の19ないし37頁）として、ICをはじめとする各設備への地震動による影響が検討されている。また、政府事故調最終報告書においても、「資料II-1-1 主要施設、設備の被害状況に関する検証結果報告」として、「冷やす」「閉じ込める」機能を担う機器等の被害状況につき詳細な分析が行われている（乙B55の資料編4ないし61頁）。

東電事故調最終報告書においては、添付資料において地震応答解析等の詳細なデータが示された上で、「6. 地震の発電所への影響」（乙B57の84ないし104頁）として、各設備への地震動による影響が検討されている。

民間事故調報告書においても、「地震動の影響について」（乙B56の36、37頁）として、政府がIAEAに対して提出した報告書等を踏まえ、地震動による安全上重要な設備への影響が検討されている。

学会事故調報告書においては、先行する各事故調報告書の内容を踏まえた上で、「6. 6. 1 地震による被害と対策」（乙B59の184ないし193頁）として、新潟県中越沖地震との比較等を含め、地震動による「止める」「閉じ込める」機能への影響につき、専門家による詳細な分析が行われている。

よって、国会事故調報告書以外の各事故調報告書において、地震動が東京電力福島第一原子力発電所に及ぼした影響についての検討が十分に行われていないとする原告らの主張は事実と異なるものであり、理由がない。

また、原告らは、「政府事故調報告書は、検討の結果、小破口

LOCAの可能性を否定できないことを明言している」（原告ら第38準備書面6頁7、8行目）と主張するが、後記第4の2で述べるとおり、原告らの主張は、政府事故調報告書の記載内容や冷却材喪失事故（LOCA）の意義に関する正しい理解を欠いたものであり、何ら理由がない。

第4 「第3 被告主張の誤り・2～4報告書のミスリード」について

1 原告らの主張

原告らは、政府事故調、東電事故調、民間事故調及び学会事故調の各報告書においては、国会事故調報告書及び原告らが主張した、地震動によるIC系配管からの小破口LOCAの可能性は否定されておらず、被告は、政府事故調報告書等がこれを否定したかのようにミスリードしていると主張する（原告ら第38準備書面6ないし8頁）。

2 被告の反論

原告らの主張は、各事故調報告書等の記載や被告の主張の意味するところを正しく理解しない、科学的に誤った主張である。以下、詳述する。

(1) 原告らの主張する小破口LOCAが発生したとするプラントデータ等はないこと

国会事故調報告書は、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、地震動によって小規模な配管損傷が生じ、冷却材が漏えいすることにより、冷却材喪失事故（LOCA。後記(3)参照）が発生した可能性があるとした。しかし、かかる見解を直接裏付けるプラントデータ等はなく（乙B59の186頁），同1号機原子炉建屋4階で目撃された出水や、ICの操作状況，

主蒸気逃がし安全弁の作動音等といった周辺の状況を根拠として配管損傷の可能性をいうに過ぎない。

この点、規制委報告書において、国会事故調報告書が挙げる根拠がいずれも否定されていることは、準備書面(13)24ないし26頁で述べたとおりである（乙B34の1ないし82頁）。例えば、国会事故調報告書は、同1号機原子炉建屋4階で出水を目撃したとする証言があったことを挙げ、IC系配管から格納容器外へ冷却材が漏えいした可能性を示唆するが（甲B1の215ないし217頁。平成25年7月18日付け原告ら第13準備書面第5），規制委報告書において、出水は使用済燃料プールからの溢水であったことが明らかにされている（乙B34の38ないし56頁）。

(2) 政府事故調報告書等の記載の趣旨

原告らは、政府事故調報告書に、「地震発生後、津波到達までの間、冷却機能を喪失するような損傷に至らない程度の軽微な亀裂、ひび割れ等が生じた可能性を否定するものではない。」

（乙B55の31頁）等の記載があることを繆々指摘するが、政府事故調報告書は、「保安規定により運転上許容された0.23m³/h（被告注：0.23立方メートル毎時）を超える冷却材漏えいが生じていた可能性は低いと考えられる。したがって、地震発生直後、津波到達までの間、圧力容器又はその周辺部には、保安規定上『不明確な箇所からの漏えい率』として許容される程度の漏えいがあった可能性まで否定するものではないが、少なくとも、圧力容器が本来有する閉じ込め機能を損なうような損傷は生じていなかったと考えるのが自然である。」（乙B55の資料編9、10頁）として、仮に冷却材漏えいが

発生していた場合であっても、「保安規定上（略）許容される程度の漏えい」を超えるものではなかったとしている（「保安規定上（略）許容される程度の漏えい」の意義については、後記(3)参照）。

すなわち、政府事故調報告書によれば、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、仮に配管に亀裂、ひび割れがあり、そこから冷却材（水）が漏えいしていたとしても、冷却材喪失事故（L O C A）を生ぜしめるものではなく、さらに進んで炉心損傷や環境への放射性物質の大量放出を引き起こすようなものでもない。

この点、学会事故調報告書は、より端的に、「地震による重要機器の重大な損傷はなかった。現場確認ができないことから損傷がゼロであるとはいえないが、もしあったとしても重大な損傷ではない。」（乙B33の177頁）と明記している。

(3) 冷却材喪失事故（L O C A）とは何か

冷却材喪失事故（L O C A）とは、原子炉冷却材圧力バウンダリ（答弁書注4-2-34）を構成する配管あるいはこれに付随する機器の破損等により、原子炉冷却材（水）が系外に流出し、炉心の冷却能力が低下する事故をいう（乙D1の121頁）。この点、冷却材の漏えいと冷却材喪失事故（L O C A）との関係については、「軽水炉では開発の当初から高温高圧の水・蒸気システムにおいては少量の水は漏れるものと考えて設計されている。例えば、最初の商用加圧型軽水炉（略）であるシッピングポート炉では（略）1500ガロン／日を見込んでいる。これは、1ガロン／分を1日分に換算した数値である（略）。1ガロン／分の冷却材漏えいがあっても通常通り運

転を継続できるよう設計するという思想は沸騰水型軽水炉（略）でも採用され、また現在でも生きている。これが東電事故調で記載されている『保安規定において運転継続が許容される程度の漏えい（0.23 m³/時間相当の漏えい）』である（略）。言い換えれば仮に1ガロン/分以下の漏えいがあっても、それはLOCA、即ちいわゆる事故ではなく、原子炉の設計上は通常運転状態と定義されている。』（乙B60の12, 13頁），「BWR、PWR共に100 gpm（被告注：100ガロン毎分）（約5kg/s（被告注：約5キログラム毎秒）に相当）以上の漏えいをLOCAとみなす場合が多い。」（乙B63の5頁）と説明されている。

なお、本件原子力発電所を含む軽水炉においては、冷却材の漏えい、減少が発生した場合においても冷却材が大量に喪失して冷却材喪失事故（LOCA）に至ることを防止する対策が講じられている。その上で、軽水炉においては、万一冷却材喪失事故（LOCA）が発生した場合においても炉心損傷に至ることを防止する対策として、ECCS（非常用炉心冷却系。答弁書注4-2-44）が設置されている（答弁書75ないし78頁。なお、米国スリーマイル島原子力発電所事故や国内外の実証試験の結果を踏まえ、ECCSの有効性が確認されていることについては、乙D1の223ないし259頁参照。）。

(4) 小括

被告は、福島第一原子力発電所事故について、「国会事故調（略）以外の事故調査委員会の報告書は、いずれも東北地方太平洋沖地震の地震動によって同発電所の重要機器にその機能を損なうような損傷が生じたことを否定している。」（準備書面13）

19頁19ないし22行目。下線は被告), すなわち, 国会事故調以外の事故調報告書によれば, 津波到達前は同発電所の安全機能は保持されていたと主張するものである(前記②参照)。

原告らは, この点と冷却材喪失事故(L O C A)を混同し, 政府事故調報告書に「軽微な亀裂、ひび割れ等が生じた可能性を否定するものではない。」等の記載が存在することをもって, あたかも政府事故調報告書等において, 国会事故調報告書の想定する, 地震動による配管破損により「数十トンの冷却材が喪失し、炉心損傷や炉心溶融に至る可能性」(甲B1の196頁), すなわち地震動により冷却材喪失事故(L O C A)が発生した可能性が認められているかのように主張するが, これは, 前記③で述べた冷却材喪失事故(L O C A)の意義を正しく理解せず, それゆえに政府事故調報告書等の記載の意味するところを誤解した主張であって, 事実誤認というほかない。また, 被告が準備書面⑬において, 国会事故調報告書以外の各事故調報告書の内容について, ミスリードを行ったとする原告らの主張も何ら理由がない。

この点, 規制委報告書(乙B34の5ないし12頁)において, 国会事故調報告書及び原告らが主張するような, 小規模の配管破損による冷却材漏えいがあったと仮定しても炉心損傷に至らしめるようなものではないとする見解が明らかにされていることは, 準備書面⑬24, 29, 30頁で述べたとおりである。また, 独立行政法人日本原子力研究開発機構が発表した「福島第一原子力発電所1号機において地震に起因する冷却材漏えいが事故の原因となった可能性があるという指摘について」(以下「J A E A技術報告」という。)においても, 「地震

によって極く小規模の原子炉冷却材漏えいが発生した可能性を完全に否定することはできないが、冷却材漏えいの検出能力を保守的に低く仮定しても、検出レベル以下の漏えいが1号機の炉心損傷の原因となり得るものでないことは明らかである」（乙B63の2頁）とされている。

第5 「第4 被告主張の誤り・3～規制委報告書の結論の誤り」について

1 原告らの主張

原告らは、規制委報告書は、原子炉建屋4階（格納容器外部）においてIC系配管が破損して小破口LOCAが発生した可能性があるとする原告らの主張に対する反論の根拠たり得ないと主張する（原告ら第38準備書面9ないし13頁）。

2 被告の反論

前記第4の2で述べたとおり、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、地震動によって「小破口LOCA」が発生した可能性があるとする原告らの主張は理由がない。

なお、準備書面(13)29、30頁で述べたとおり、規制委報告書（乙B34の5ないし12頁）においては、国会事故調報告書及び原告らが主張するような、小規模の配管破損による冷却材漏えいが、国会事故調報告書の想定するとおり仮に10時間程度継続したとしても、炉心損傷に至らしめるようなものではないとされていることを念のため再度付言する。

第6 「第5 被告主張の誤り・4～規制委報告書の内容のミスリード（論理の飛躍・破綻）」について

1 原告らの主張

原告らは、①規制委報告書は、地震後約50分間についてのみ

L O C A の発生を否定しているが、被告はそこから論理を飛躍させ、同報告書がL O C A 一切を否定しているかのようにミスリードしている、②被告は、規制委報告書が、格納容器内のL O C A を否定したことを引用して、格納容器外のL O C A がないと主張しており、ミスリードであると主張する（原告ら第38準備書面13ないし16頁）。

2 被告の反論

(1) ①に対する反論

前記第5の2で述べたとおり、規制委報告書においては、国会事故調報告書及び原告らが主張するような、小規模の配管破損による冷却材漏えいが、国会事故調報告書の想定するとおり、仮に10時間程度継続したとしても、電源等の安全機能が健全であれば、炉心損傷を発生させるものではなかったとしている。すなわち、同報告書は、津波到達以後も含めて、国会事故調報告書の想定する冷却材漏えいに係る解析を行っているのであり、規制委報告書が「地震後約50分についてのみL O C A を否定した」とする原告らの主張は、前提において誤りであり、理由がない。

なお、原告らは、「地震発生後から約50分後に全交流電源が喪失した後は、交流電源を必要としていたプラントデータ測定機器が全て機能しなくなつたため、漏えいの有無を判断できない」（原告ら第38準備書面14頁17ないし19行目）と主張するが、1号機原子炉圧力容器圧力の測定データが地震後約5.4時間後にも得られており（乙B34の57頁）、原告らの主張は事実に反する。

(2) ②に対する反論

規制委報告書においては、「4の1-3 津波到達後の逃し安全弁の作動状況」として、津波到達以後に原子炉冷却材圧力バウンダリから冷却材が漏えいする複数のケースを想定し、各ケースにおける原子炉圧力容器の圧力挙動の解析を実施し、上記測定データとの比較を行ったところ（原子炉冷却材圧力バウンダリから冷却材が漏えいした場合における原子炉圧力容器の圧力挙動は、漏えい箇所が格納容器内、格納容器外いずれの場合であっても大きく変わるものではない。），国会事故調報告書及び原告らが想定するように、小規模な冷却材漏えいが発生し、かつ、主蒸気逃がし安全弁が作動しない場合における原子炉圧力容器圧力の解析値は、いずれも前記(1)で述べた測定データと大きく乖離しており、かかる想定は合理的ではないとされている（乙B34の59ないし63頁）。

また、JAEA技術報告においては、「格納容器内及び格納容器外の漏えいの可能性を考慮し、漏えい検出能力を保守的に低く見積もっても、検出レベル以下の漏えいが1号機の炉心損傷の原因となり得るものでないことは明らかである。」（乙B63の32頁）とされている。

よって、原告らの主張は理由がない。

なお、本件原子力発電所においては、原子炉圧力容器に直接接続され格納容器を貫通する配管については、格納容器の内外にそれぞれ隔離弁を設け、当該配管からの冷却材漏えい等があった場合、原則として自動的に弁が閉止され、当該配管が隔離される（乙A1の8-5-9頁、乙A2の8-5-8頁）。

第7 「第6 結語」について

1 原告らの主張

原告らは、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、I C系配管が地震動により損傷し小破口L O C Aが発生した可能性があるとする原告らの主張に対する被告の反論は成り立たず、また、被告は、I Cは本件原子力発電所に存在しないなどと主張するが、かかる主張をする被告には、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策を講じる意思がなく、したがって本件原子力発電所を運営する資格がないと主張する（原告ら第38準備書面16ないし18頁）。

2 被告の反論

福島第一原子力発電所事故の原因に係る原告らの主張がいずれも誤りであることは、前記第2ないし第6で述べたとおりである。

そもそも、前記第1の1で述べたとおり、本件原子力発電所にはI C及びI C系配管は存在しないのであるから、原告らの主張は、被告が将来本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性を何ら基礎付けるものではない。

原告らは、被告が上記の指摘を行ったことをもって、被告には福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策を講じる意思がないと主張するが、答弁書、準備書面12、準備書面14等で述べたとおり、被告は、本件原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震及び福島第一原子力発電所事故を踏まえ、防潮堤及び防潮壁の設置、建屋の水密化（乙A42、乙A44）をはじめとする耐津波安全性向上策、基準地震動の引き上げ（乙A45）、配管や電路の耐震裕度向上工事、免震構造の緊急時対策棟の設置（乙A42、乙A44）をはじめとする耐震安全性向上策等の安全対策を

実施していることから、原告らの主張は明らかに事実に反する。

そして、かかる被告の主張立証に対し、原告らは、何ら有効な反論反証をしていない。

なお、仮に原告らの主張について、本件原子力発電所において I C 系配管以外の何らかの配管が地震動により破損する可能性がある旨の主張であると善解したとしても、かような漠然とした主張をもって具体的危険性の主張立証とすることは到底できない

(この点、関西電力高浜発電所 2 号機運転差止請求訴訟（大阪地裁平成 5 年 12 月 24 日判決・判例時報 1480 号 17 頁）では、同事件原告は、蒸気発生器の伝熱管という具体的な箇所を特定し、これが破断する可能性があると主張しており、本件においても、原告らが、配管が破損する可能性があると主張するのであれば、その箇所を具体的に特定して主張立証すべきことは当然である。)。

よって、原告らの主張は何ら理由がない。

第 4 章 原告ら第 3 9 準備書面への反論

原告らは、第 3 9 準備書面（全交流電源喪失の原因は津波ではないこと）において、東京電力福島第一原子力発電所 1 号機における全交流電源喪失の原因は津波ではなく地震動であり、被告はかかる事態を軽視していると主張するが、以下に述べるとおり、原告らの主張は、被告が本件原子力発電所において講じている安全対策の内容を正しく理解しないまま、福島第一原子力発電所事故の原因に関する独自の見解に基づき、被告の対応を非難するものに過ぎず、いずれも理由がない。

第1「第2の2 ①政府事故調技術解説について（甲B第330号証）」について

1 原告らの主張

原告らは、(i)国会事故調報告書の公表後に判明した、過渡現象記録装置のデータによれば、東京電力福島第一原子力発電所1号機A系非常用交流電源の機能喪失時刻がB系非常用交流電源の喪失時刻より先であることが明らかとなったから、政府事故調技術解説を引用し国会事故調報告書の結論の当否を論じるのは無意味である、(ii)政府事故調技術解説は、地震の約50分後に非常用交流電源が機能喪失したとする国会事故調報告書の主張は不自然とするが、地震動によって非常用交流電源に何らかの不具合が生じていて、一定時間経過後、故障という形で現れた可能性があるから、国会事故調報告書の主張は不自然とする政府事故調技術解説の結論は非科学的であると主張する（原告ら第39準備書面3ないし6頁）。

2 被告の反論

(1) (i)に対する反論

被告が準備書面(13)32頁において政府事故調技術解説を引用した趣旨は、「国会事故調報告書は「1号機A系の非常用電源の喪失は、その原因を津波で説明しようとする限り、1号機B系より1、2分早く停止したという事実を説明することが困難である」（甲B36の80頁）として、「1号機B系より1、2分早く停止したという事実」を前提として、1号機A系非常用交流電源の機能喪失の原因が津波ではないと結論している（原告ら第13準備書面第4）ところ、「1、2分早く」停止したとする根拠（運転日誌の記載と運転員に対するヒアリング内容

の組み合わせ) が薄弱であることから、津波以外の原因で機能喪失したとの結論の根拠もまた薄弱であることを指摘したものであり、1号機A系非常用交流電源の機能喪失が同B系非常用交流電源の機能喪失より先であること自体を否定したものではない。

この点、規制委報告書では、「3) A系の非常用交流電源系統がB系よりも早期に喪失したことについて」として、「国会事故調報告書では、M/C1C（被告注：A系 6.9 kV非常用高压電源盤）とM/C1D（被告注：B系 6.9 kV非常用高压電源盤）では、M/C1Dの方が、津波流入箇所と考えられる大物搬入口に近いとし、また、M/C1CとM/C1Dは、被水、浸水により機能停止に至る部分の高さに違いがないとしている。このことから、同報告書では、M/C1Cだけが先に津波により被水、浸水して停止するということは考え難いとしている（被告注：甲B36の80頁）。この指摘に関し、現地調査を実施したところ、同報告書においてM/C1Dとされている盤は、実際には常用系MCCであり、M/C1Dは、この常用系MCCの裏側（南側）に設置されていることが分かった。また、津波流入箇所と考えられる大物搬入口からは、M/C1Dの設置位置はMCCの裏の奥まった場所であった（図2.21）。M/C1Dの東側には、トイレなどの構造物、設備等があり、大物搬入口側から直接は浸水しづらい配置となっていた（写真①～⑤）。また、現地調査で浸水跡の高さを確認したところ、M/C1Cでは約1.0m、M/C1Dでは約0.9mであった。以上のことから、大物搬入口から流入した津波は、先にM/C1Cに到達し、その後、常用系MCCを回り込んで

M/C1Dに到達したと考えられる。また（略）M/C1CとM/C1Dとでは、D/G受電遮断器が開放すると考えられる浸水高さが異なっていた。（略）したがって、津波によってM/C1CはM/C1Dよりも早期に電圧喪失すると考えることが合理的である。」（乙B34の30, 31頁）として、国会事故調報告書が非常用交流電源の機器の配置を取り違えていること及び機能喪失の時刻に差が生じた理由が津波によるものとして合理的に説明できることが明らかにされている。

よって、過渡現象記録装置のデータに基づき、1号機A系非常用交流電源の喪失時刻が同B系非常用交流電源の喪失時刻より先であることを繰々述べる原告らの主張は、被告の反論を正解しないものであり、前提において失当である。

(2) (ii)に対する反論

原告らの主張はつまるところ、「正常に」「寸前に」といった政府事故調技術解説の用語法に対する非難と、地震動により非常用交流電源に何らかの不具合が生じ機能喪失に至ったとする具体的根拠のない推論ないし憶測を述べるものに過ぎず、理由がない。

第2 「第2の3 ②規制委報告書について」について

1 原告らの主張

原告らは、(i) 規制委報告書では、1号機A系非常用交流電源の機能喪失原因を、M/C1C（非常用高圧電源盤）の電圧喪失であるとしているが、その根拠となった現地調査の方法が不適切である、(ii) 規制委報告書は津波到達時刻の検討において、福島第一原子力発電所事故の当事者である東京電力が調査した結果を無批判に受け入れており、伊東良徳弁護士が論文で提起した、津

波の写真に関する争点に対する検討から逃げているかのような姿勢であると主張する（原告ら第39準備書面6ないし10頁）。

2 被告の反論

(1) (i)に対する反論

規制委報告書においては、原告らが繰々指摘するM/C1C内部の母線の外観確認のみから電源喪失の原因を特定しているのではなく（なお、M/C1Cの内部の状態確認は、各盤を開放して行われている（乙B34の22頁。）、M/C1Cの制御回路や遮断器、遮断器碍子部分等の状態確認、M/C1C内部の母線の絶縁抵抗の測定、過渡現象記録装置のデータ、関連機器の配置状況や浸水状況、津波到達時刻等様々な事項を検討した上で原因を特定しているのであり（乙B34の13ないし37頁），単に同報告書に掲載された写真の角度のみをもって同報告書の内容が信頼できないとする原告らの主張は、科学的、専門技術的知見を踏まえない独自の見解であって、理由がない。

(2) (ii)に対する反論

原告らの主張を要するに、規制委報告書における津波到達時刻の推定手法が、伊東弁護士の推定手法と異なるものであることを批判するものようである。

しかし、この点、伊東弁護士の論文（甲B273）も含めて検討した学術会議分科会報告は、伊東弁護士の推定手法は妥当でなく、非常用ディーゼル発電機の喪失原因は津波であると結論している（乙B60の14ないし16、65ないし70頁）。

よって、原告らの主張は理由がない。

第3 「第2の4」について

1 原告らの主張

原告らは、東京電力福島第一原子力発電所1号機の全交流電源喪失の原因が津波以外であるにもかかわらず、これに真摯に向き合うことなく原因を津波としている被告の主張は、全交流電源喪失という事態を軽視するものであり、このような態度の被告は、福島第一原子力発電所事故の現実と向き合わず原子力発電所の安全対策をないがしろにするものであると主張する（原告ら第39準備書面10, 11頁）。

2 被告の反論

被告が本件原子力発電所において、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、全交流電源喪失対策を講じていることは、答弁書、準備書面¹²、準備書面¹⁴等で述べたとおりである。

原告らは、被告が将来本件原子力発電所を運転することによる原告らの人格権侵害の具体的危険性を何ら主張立証することなく、かつ、被告が講じている対策の内容を正しく理解しないまま、福島第一原子力発電所事故の原因に関する独自の見解に基づき、被告の対応を非難するものに過ぎない。

よって、原告らの主張は理由がない。

第5章 原告ら第40準備書面への反論

原告らは、第40準備書面（非常時の電源確保対策が不十分であること）において、本件原子力発電所の電源盤の安全性が確保されていないなどと主張するが、以下に述べるとおり、原告らの主張は被告が本件原子力発電所において講じている安全対策の内容を何ら正しく理解していないものであり、いずれも失当である。

第1 「第1 被告は福島第一原発1号機の事故原因と真摯に向き合っていない」について

1 原告らの主張

原告らは、東京電力福島第一原子力発電所1号機において、全交流電源喪失が津波によって生じたのではなく、地震動により重要機器が損傷した可能性があるとする国会事故調報告書の結論は十分な根拠があり、同事故調の指摘を無視し、被告にとって都合のよい事実だけを取り上げ、同事故の原因が明らかであるとする被告の主張は強弁であり、被告のこのような態度は、事故原因を「踏まえた」再発防止策を構築する意思がなく、再発防止策を構築することができないことを示すと主張する（原告ら第40準備書面1ないし3頁）。

2 被告の反論

原告らは、被告が国会事故調報告書の誤りを指摘したことをもって、あたかも被告が東北地方太平洋沖地震後、本件原子力発電所において、耐震安全性を向上させる施策を何ら講じていないかのように主張するが、答弁書及び準備書面¹²等で述べたとおり、被告は東北地方太平洋沖地震を踏まえ、基準地震動の引き上げ（乙A45）、配管や電路の耐震裕度向上工事、免震構造の緊急時対策棟の設置（乙A42、乙A44）をはじめとする本件原子力発電所の耐震安全性を一層向上させるための施策を講じており、原告らの主張は事実に反する。

また、国会事故調報告書及び同報告書に依拠した原告らの主張の誤りについては、既に準備書面¹³第3章で述べたとおりであり、これに対する原告ら第38準備書面及び第39準備書面における反論の誤りは、前記第3章及び第4章で述べたとおりである。

よって、原告らの主張は前提において失当である。

第2 「第2 被告の電源確保対策が不十分であること」について

1 原告らの主張

原告らは、被告は準備書面⑭で、本件原子力発電所の電源確保対策として電源を増設したと主張するが、①東京電力福島第一原子力発電所1号機の電源盤が地震動によって損傷したことを全く想定していないため、電源盤の耐震補強がなされておらず安全が確保されていない、②電源盤は全て原子炉建屋の地下に設置されており、津波により電力の供給が全くできなくなってしまう危険があると主張する（原告ら第40準備書面3ないし6頁）。

2 被告の反論

新規制基準（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（準備書面⑪別紙2（3））33, 57条）においては、電源盤等の所内電気設備についても、福島第一原子力発電所事故のように、津波という共通の要因により機能喪失に至らないようにする対策が要求されているところ（内部溢水等、津波以外の要因に対しても対策が要求されている。），被告は、以下に述べるとおり、電源盤の耐震安全性、耐津波安全性を確保し、新規制基準に適合することを確認しており（乙A47の8-1-126ないし8-1-130, 8-8-9ないし8-8-24頁），原告らの主張は理由がない。

（1）①に対する反論（耐震安全性について）

本件原子力発電所において、電源盤を含む「非常用電源及び計装設備」は、耐震重要度分類Sクラスとされ（乙A47の8-1-189ないし8-1-192頁），新規制基準を踏まえた基準地震動においても、電源盤がSクラスの耐震安全性を

確保していることを確認している。

なお、原告らは、東京電力福島第一原子力発電所1号機の電源盤が地震動により機能を喪失したと主張するが、機能喪失の原因は津波であり（乙B34の15、16頁），原告らの主張は前提において誤りである。

(2) ②に対する反論（耐津波安全性について）

本件原子力発電所においては、東北地方太平洋沖地震を踏まえ、防潮堤及び防潮壁の設置、主要な電源盤の設置されている原子炉建屋を含めた各建屋の水密化等の耐津波安全性向上策が実施されており（準備書面1264ないし80頁），電源盤の耐津波安全性を確保している。

なお、原告らは、「電源盤はすべて原子炉建屋の地下に設置されている（準備書面14別紙13、15、21）」（原告ら第40準備書面6頁4ないし6行目）と主張するが、準備書面14別紙の図はあくまでも簡略な模式図であって、例えば、本件2号機では、メタルクラッドスイッチギア（M/C：非常用高圧電源盤），パワーセンター（P/C：非常用低圧電源盤）はいずれも地上階に設置されている。そもそも、本件原子力発電所における電源盤はいずれも、防潮堤及び防潮壁（標高15メートル）の設置、建屋の水密化（乙A42、乙A44）をはじめとする耐津波安全性向上策等により、津波によりその機能を喪失することはなく、また、機器及び配管の破損等による溢水に対して、その機能を維持するための防護対策が講じられている（乙A47の8-1-41頁）。

(3) 小括

以上に述べたとおり、原告らの主張は、福島第一原子力発

電所事故に関する誤った理解に立脚する上、そもそも原告らは、被告が本件原子力発電所において講じている安全対策の内容を何ら正しく理解していないことから、原告らの主張は、前提において失当である。

以上